

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

現 行	改 正 後
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－4－2 承認及び届出等</p> <p>IV－4－2－1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. ～b.（略）</p> <p>c. 当該業務において、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>d. ～f.（略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－4－2 承認及び届出等</p> <p>IV－4－2－1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. ～b.（略）</p> <p>c. 当該業務において、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第13号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>d. ～f.（略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>